

(農林水産委員会)

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第三八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国土の保全、地球温暖化の防止等の森林の多面的機能の持続的な発揮を確保するとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の森林吸収目標を達成することの重要性にかんがみ、京都議定書の第一約束期間の最終年度である平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農林水産大臣は、特定間伐等(森林の間伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの)の実施の促進に関する基本指針を定めなければならないこととする。

二、都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めることができることとする。

三、市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内における特定間伐等促進計画を作成することができることとする。

四、国は、特定間伐等促進計画を作成した市町村に対し、当該計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費

に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとする。

五、地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費の一部について、

地方債の起債対象とすることができることとする。

六、この法律は、公布の日から施行することとする。